

北谷町上下水道事業ウォーター P P P 基礎調査業務委託

公募型プロポーザル実施要領

本要領は、北谷町上下水道事業ウォーター P P P 基礎調査業務委託の契約に先立ち、事業者を公募型プロポーザル方式により選定するための手続に関し、必要な事項を定めるものがあります。

1. 業務概要

(1) 業務名

北谷町上下水道事業ウォーター P P P 基礎調査業務委託

(2) 業務内容

別添「北谷町上下水道事業ウォーター P P P 基礎調査業務委託仕様書」のとおり。ただし、契約時における仕様書については、企画提案に応じて、北谷町との協議により決定します。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 1 3 日まで

(4) 提案限度額

金 2 0 , 6 8 0 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

※上記金額は、事業規模を示すための額であり、予定価格及び契約金額ではありません。ただし、提案額(参考見積額)が提案限度額を超過した場合は、失格とします。

2. 参加資格要件

(1) 本件公募に参加できる者は、次に挙げるすべての要件を満たす法人とします。なお、参加資格基準日は、公募型プロポーザル参加申込書(第 1 号様式)の提出日としますが、参加資格の確認の日から契約締結の日までの間に当該要件を欠く事態が生じた場合は、失格とします。

- ① 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者
- ② 国税及び地方税の滞納がない者
- ③ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条に規定する暴力団若しくはその構成員又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

- ⑤ 建設コンサルタント登録規定に定める「上水道及び工業用水道部門」及び「下水道部門」に登録のある者
- ⑥ 令和 7・8 年度北谷町発注建設工事等の入札参加資格者名簿（測量及び建設コンサルタント等業務）に登録のある者
- ⑦ 沖縄県内に本店、支店又は営業所等があること。
- ⑧ 平成 27 年度以降に、以下に例示するいずれかの業務を完了した実績を有する者であること。
 - ・同種業務：ウォーター P P P 基礎調査業務（上水道事業又は下水道事業のいずれか）
 - ・類似業務：P P P / P F I 導入検討業務（上水道事業又は下水道事業のいずれか）

(2) その他

同一法人が、複数の企画提案をすることはできないものとします。

3. 応募方法

(1) 日程（予定）

内 容	期 間 等
公募開始	令和 7 年 5 月 1 日(木) 9 時
質問提出期限	令和 7 年 5 月 14 日(水) 17 時
質問回答日	令和 7 年 5 月 19 日(月)
審査書類の提出期間	令和 7 年 5 月 1 日(木)～令和 7 年 5 月 23 日(金)
一次審査結果通知	令和 7 年 6 月 20 日(金)
二次審査(プレゼンテーション、ヒアリング等)	令和 7 年 6 月 27 日(金)
二次審査結果の通知	令和 7 年 7 月 1 日(火)
契約締結	令和 7 年 7 月中旬予定

(2) 応募方法

参加を希望する者は、以下の審査書類を提出してください。様式等については、本町ホームページよりダウンロードしてください。

【 北谷町ホームページ ⇒ 暮らしの情報 ⇒ 上下水道 ⇒ お知らせ ⇒ 北谷町上下水道事業ウォーター P P P 基礎調査業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について 】

(3) 審査書類 各 10 部（正本 1 部、副本 9 部）

①参加申込書等

- ア 公募型プロポーザル参加申込書(第 1 号様式)
- イ 企業概要書（第 2 号様式）
- ウ 決算書類（貸借対照表、損益計算書）過去 3 期分（コピー可）
- エ 業務実績調書（第 3 号様式）
- オ 業務実施体制調書（第 4 号様式）
- カ 技術者調書（第 5 号様式）
- キ 技術者実務経験調書（第 6 号様式）

ク 誓約書（第 7 号様式）

②企画提案書（第 8 号様式）

ア 企画提案書には「（１）業務の実施体制」「（２）業務の実施方針」「（３）業務のフロー及び業務工程」「（４）評価テーマ：技術的提案及び円滑な業務実施について」を記載してください。また、枚数については、A 4 用紙片面 8 枚以内（A 3 用紙の場合は、1 枚で A 4 用紙 2 枚とみなす）で分かりやすく具体的に記載してください。

イ 参考見積（任意様式）

（ア）具体的な積算内訳を記載してください。

（イ）見積金額は、消費税及び地方消費税を含んだ額としてください。

（４）提出方法等

①提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期間内必着とします。持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までに持参してください。ただし、正午から午後 1 時を除きます。）

②提出期間

令和 7 年 5 月 1 日（木）から令和 7 年 5 月 23 日（金）

③提出場所

「7. プロポーザル担当課」に提出

（５）その他

① 提出期限に遅延した場合は一切受け付けません。

② 審査書類提出後は、追加、修正を一切認めません。

③ 参加申込みに際して取得する個人情報、本業務関係事務のために収集するものであり、事務の目的外の利用、保有については、北谷町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年北谷町条例第 20 号）により制限されます。

④ 審査書類の作成に要した費用は、全て応募者の負担とします。

⑤ 提出された審査書類については、優先交渉者及び次点優先交渉者の選定以外の目的では使用しません。また、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがあります。

⑥ 審査書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（第 10 号様式）を提出してください。（提出先は「7. プロポーザル担当課」参照）

（６）質問回答

本業務の内容や審査書類に係る質問がある場合は、質問書（第 9 号様式）に要旨を簡

潔にまとめ、以下の質問提出期限までに担当部署へ電子メールで送信してください。その場合の件名は「【会社名】北谷町上下水道事業ウォーターP P P基礎調査業務委託公募型プロポーザルに係る質疑」としてください。

※電話及び直接来庁による質問には応じません。

①質問提出期限

令和7年5月14日(水) 17時

※期限を過ぎた質問は受け付けません。

②担当部署

「7. プロポーザル担当課」参照

③回答方法

ア 質問に対する回答は、令和7年5月19日(月)に本町ホームページ内に掲載します。

【北谷町ホームページ⇒暮らしの情報⇒上下水道⇒お知らせ⇒北谷町上下水道事業ウォーターP P P基礎調査業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について】

イ 回答の内容は、本実施要領等の追加・訂正として取り扱うものとします。審査書類はこの内容を踏まえて提出してください。

ウ 質問及び回答は、本実施要領及び仕様書に関するものとし、それ以外のものや、審査及び評価に関する質問、単なる意見表明と解されるものには回答しません。

4. 選定方法

優先交渉者及び次点優先交渉者の選定については、「北谷町上下水道事業ウォーターP P P基礎調査業務委託に関するプロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を組織し、審査を行います。ただし、審査内容については公表しません。

(1) 一次審査

本実施要領の別紙「評価基準」に基づき、提出された審査書類で審査を行い、最低基準点を超えた上位3者程度を二次審査の対象者として選定するものとします。

(2) 二次審査

本実施要領の別紙「評価基準」に基づき、プレゼンテーション審査を行い、総合的に評価を行った上で、最も高い評価となった者から順に優先交渉者及び次点優先交渉者を選定します。

プレゼンテーション審査の時間は、各応募者40分(準備5分、提案20分、ヒアリング15分)以内とし、プレゼンテーション審査への参加人数は3名以内とします。

(説明は、やむを得ない場合を除き、本業務を受託した場合の管理技術者又は担当技術

者が行ってください。)

※スクリーン及びプロジェクターは町で準備しますが、パソコンその他の必要な機器は、応募者で準備してください。(スクリーン及びプロジェクターの持ち込みも可とします。)

(3) 審査結果の通知

①一次審査結果については、令和7年6月20日(金)に電子メール及び書面で通知します。

②二次審査結果については、令和7年7月1日(火)を目途に電子メール及び書面で通知します。

※上記審査結果に対する質疑や異議には応じられませんので、予めご了承ください。

(4) 優先交渉者との協議

審査書類及びプレゼンテーションの内容に基づき、本町と優先交渉者にて仕様書及び見積書等の契約内容に関する協議を行います。その後、協議により合意した場合は、北谷町契約規則に基づき契約を締結します。

なお、優先交渉者との協議において双方が合意に至らなかった場合には、次点優先交渉者と協議を行うものとします。

5. 失格要件

次に掲げる項目のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 審査書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を有していないことが判明した場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) その他企画提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合
- (5) 二次審査において指定した日時にプレゼンテーション及びヒアリング会場に出席しなかった場合
- (6) その他審査委員会が失格にあたる事由があると認めた場合

6. その他

- (1) 本要領に定めのない事項は、地方公営企業法、同施行令及び北谷町企業管理規程等の関係諸法令に定めるところにより処理します。
- (2) 審査書類の作成及び提出、その他本件プロポーザルへの参加に係る一切の費用は応募者の負担とします。また、提出された審査書類は、正本1部については返却しませんが、副本9部については希望者に限り返却し、希望がない場合は破棄します。
- (3) 応募者が1者の場合においても、本公募は成立したものとします。
- (4) 企画提案書の著作権は、応募者に帰属します。ただし、本業務の成果物の所有権、著作権及び利用権は、町に帰属します。
- (5) 町がやむを得ない理由があると判断した場合は、この公募型プロポーザルを中止する場合があります。この場合において、参加等に関する費用は応募者の負担とします。

- (6) 審査書類は本事業の目的以外に無断で使用しないものとします。ただし、公平性、透明性を期すために北谷町情報公開条例(平成13年北谷町条例第17号)等の関連規程に基づき公開することがあります。
- (7) 電子メール等の通信事故については、本町はいかなる責任も負いません。
- (8) 使用する言語は日本語、通貨単位は日本円とします。

7. プロポーザル担当課

本プロポーザルの担当課は、以下のとおりです。

〒904-0193

沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番2号

北谷町 上下水道部 上下水道課 下水道係 照屋、水道施設係 根間

電話：098-982-7713 (直通)

mail: gesuidou@chatan.jp

北谷町上下水道事業ウォーターPPP基礎調査業務委託
評価基準

評価項目		評価の着目点		
企業の経験及び能力	資格実績等	資格要件	〔技術部門登録〕 当該部門の建設コンサルタント登録等	・当該業務に関する部門の登録（「上水道及び工業用水道部門」及び「下水道部門」） ・令和7・8年度北谷町発注建設工事等の入札参加資格者名簿（測量及び建設コンサルタント等業務）に登録
		専門技術力	〔成果の確実性〕 過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	・同種業務：ウォーターPPP基礎調査業務（上水道事業又は下水道事業のいずれか） ・類似業務：PPP/PFI導入検討業務（上水道事業又は下水道事業のいずれか） ※最大5件
		経営力	〔履行保証力〕 自己資本比率	
予定経営及び技術者の能力	資格・実績等	資格	〔技術者資格等〕 技術者資格等、その専門分野の内容	・技術士（上下水道部門） ・技術士（総合技術監理部門（上下水道））
		専門技術力	〔業務執行技術力〕 過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	対象期間に完了した同種・類似業務の実績又は過去に同種・類似業務をマネジメントした実務経験 ※最大5件
		手持ち業務	手持ち業務金額及び件数	管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務
予定主担当技術者の能力	資格・実績等	資格	〔技術者資格等〕 技術者資格等、その専門分野の内容	・技術士（上下水道部門） ・技術士（総合技術監理部門（上下水道））
		専門技術力	〔業務執行技術力〕 過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	対象期間に完了した同種・類似業務の実績又は過去に同種・類似業務をマネジメントした実務経験 ※最大5件
		手持ち業務	手持ち業務金額及び件数	管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務
予定照査技術者の能力	資格・実績等	資格	〔技術者資格等〕 技術者資格等、その専門分野の内容	・技術士（上下水道部門） ・技術士（総合技術監理部門（上下水道））
		専門技術力	〔業務執行技術力〕 過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	対象期間に完了した同種・類似業務の実績又は過去に同種・類似業務をマネジメントした実務経験 ※最大5件

※同種業務とは、ウォーターPPP基礎調査業務（上水道事業又は下水道事業のいずれか）とする。

※類似業務とは、PPP/PFI導入検討業務（上水道事業又は下水道事業のいずれか）とする。

北谷町上下水道事業ウォーターＰＰＰ基礎調査業務委託
評価基準

評価項目	評価の着目点	
業務 実施体制	業務実施体制の妥当性	
実施方針 実施フロー 業務工程	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合には優位に評価する。
		業務量の把握状況を示す業務工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。
評価 テーマ に対する 技術 提案	的確性	地形、環境、地域特性などが考慮された提案を優位に評価する。
		着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。
	独創性	独自提案等について評価する。
参考見積	業務コストの妥当性	
プレゼンテーション		
提案意欲		